

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月26日

【会社名】 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社  
(旧会社名 GMOクリックホールディングス株式会社)

【英訳名】 GMO Financial Holdings, Inc.  
(旧英訳名 GMO CLICK Holdings, Inc.)  
(注) 平成29年6月25日開催の第6期定時株主総会の決議により、  
平成29年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 グループCEO 鬼頭 弘泰

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役兼常務執行役 グループCFO 山本 樹

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町20番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役兼代表執行役社長 グループCEO 鬼頭 弘泰 及び当社取締役兼常務執行役 グループCFO 山本 樹 は、当社グループの財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、連結決算日を毎年3月31日としておりましたが、当社グループの予算編成や業務管理等の経営及び事業運営の効率化を実現するとともに、海外での事業展開をより一層推進し、グローバル企業として持続的な成長を図るため、平成29年6月25日開催の第6期定時株主総会の決議により、連結決算日を3月31日から12月31日に変更しており、これに伴い、評価の基準日を12月31日に変更しております。決算日変更の経過期間である当事業年度の財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年12月31日を基準日として、平成29年4月1日から平成29年12月31日までを対象として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全体的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的影響の重要性がない連結子会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結営業収益の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、営業収益、預託金、信用取引資産及び信用取引負債、短期差入保証金、支払差金勘定及び受取差金勘定、未収入金及び未払金、未収収益、預り金、受入保証金等に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。